



山口大学知的財産本部のシンボルマークです!

CHIZAI LETTER

第10号 発行日 2006 / 6 / 7

CONTENTS

知的財産本部への感謝と期待	1
発明と「私」	2
第2回大学知的財産戦略研修会 (中国・四国)～スキルアップ編～ を開催	2
特許マップ作成インストラクター・ 特許明細書作成サポーター認定	3
工学部卒業生からの便りを紹介 します	3
知的財産本部 スケジュール	4
400字で斬る! 知財豆知識	4
知財英語ミニ講座	4


**研究ノート3タイプ
大好評発売中!**

山口大学とココヨが共同開発の研究ノート
(リサーチラボノート)に4月よりポータブル
タイプと高級タイプが加わり、大好評発売
中です。



ポータブルタイプ
B5版本文72頁 定価650円(税別)



スタンダードタイプ
A4版本文152頁 定価1200円(税別)



高級タイプ
A4版本文152頁 定価2500円(税別)



知的財産本部への感謝と期待



「**大学での教育は**、『世界に発信できる研究』や『社会に貢献できる研究』をしてはじめてできる」との考えで、教育との関連で大学の研究を位置づけていました。しかし、「大学での研究成果は大学の知的財産である」との認識を与えてくれたのが、知的財産本部(TLO等も含む)でした。

特に**農学部では**、私たちの生活に密接に関係している、特許になりそうな研究成果があちこちに転がっています。ただ、多くの教員がそれに無頓着でした。そこで、知的財産本部にお願いして、今年の1月を中心に農学部の教員全員(約60名)に個別に面談してもらい、研究の分析・評価・コーディネート、特許化できる研究成果の発掘、補助金申請のアドバイスなどを行なってもらいました。

また、**社会連携(貢献)**に関しては、昨年6月16日に山口県の3研究機関との連携(推進会議)を発足した時も相談にのって頂き、特にCRCセンター長の清水先生には、金銭の絡まない、第3の「連携研究」として「覚え書き」の原案を作成してもらいました。さらに、特許についての講習会、教職員・学生に対するインストラクター・サポーター養成講座など通して、農学部のみならず全学的に、「知的財産」についての知識と意識を高めてもらったと評価しています。おかげで、農学部では、それらの成果が着々と現れています。

知的財産本部の活動には、上述したように十分満足し、感謝しています。ただ、学部長としては、さらなる夢があり、知的財産本部に期待することがあります。それは、ベンチャービジネスを大学主導でやることです。現在、「個人がベンチャービジネスをやるのはいいが、大学がやってはいけない」とのことですが、近い将来、大学としてやる日が来ると思っています。

法人化後、大学間での競争が強いられ(良いか悪いかは別にして)、また、予算も国からの限られた運営交付金(それも、毎年、1%削減)に依存しなくてはならない状況です。現状は、「研究成果を特許化して、それを外郭団体のTLOを通じて第三者(企業等)に権利を委譲(技術移転)し、利益を上げる」というようなシナリオと思いますが、それで十分とは思えません。大学(知的財産本部)が母体となって、複数のベンチャービジネスをオーガナイズし、コーディネートし、利益を上げ、その利益を教育・研究へ還元してもらいたいと願います。

ベンチャービジネスを大学で管理・運営するのも、教育の一つになると思います。教員個人は研究と教育に専念し、研究に関するそのような知的財産の管理・運営は大学(知的財産本部)にお願いしたいと思っています。それが実現すれば、外部から注目される、夢ある山口大学ができると思います。

(農学部長 古賀 大三)



私の**最初の学術論文**は、日本化学会欧文誌1968年に発表した「共重合した色素分子によるポリ(N-ビニルカルバゾール)の光伝導の色素増感」に関するものです。論文発表後、企業の研究者から、特許出願すべきだったことを知らされました。論文の最後に、光キャリア生成層とキャリア移動層を機能分担させた構造の電子写真感光体が高い性能を発揮すること(今も重要なコンセプト)を記述していたからです。これが私の特許との最初の苦い出会いです。学術研究の進展の中に特許の種はあることを体験しながら、その後、このことはすっかり忘れて、特許の意識は私の頭の中から消えていました。

膜分離の研究で企業と共同研究をするようになって、特許出願し、特許も取りましたが、当初は企業に丸投げでした。特許の明細書は、難解で一度読んだぐらいでは理解できないように書いてあると思っていました。また、大学での研究成果は、学会発表や学術論文で公表すれば、研究者としての務めは果たしていると考えていました。

近年、社会環境・研究環境が様変わりし、大学での研究成果を知的財産(特許)として社会に積極的に還元するのが、研究者の責務であると認識されるようになり、山口大学においても、CRC、TLO、VBL、知的財産本部など支援制度が充実して来ました。私自身の認識も変わり、多くの方の支援を受けて、明細書(案)を自分で書けるようになりました。自分のフォーマットを作れば、明細書作成は容易になります。また、研究成果の特許化は、共同研究や外部資金の獲得に有効であり、結局、自分の研究レベルの向上に繋がることを実感しました。最近では、日々の研究活動において、研究成果の特許への展開も意識するようになっています。

特許出願の取り下げという不幸な出来事がつい最近、某大学でありました。学術論文と違って、特許は、技術の思想であり、アイデアと若干の実験データがあれば書けます。必要なら、後から追加すればよいと割り切って、学会発表前に出願しましょう。

(大学院理工学研究科 特命教授 岡本 健一)

第2回大学知的財産戦略研修会(中国・四国)～スキルアップ編～を開催

「**第2回大学知的財産戦略研修会(中国・四国)～スキルアップ編～**」を3月9日(木)、山口グランドホテルにおいて、開催しました。法人化以降、大学は従来の「教育・研究」に加え、「研究成果(知的財産)の普及と活用」という新たな使命が課せられました。これを受け、文部科学省は、「大学知的財産本部整備事業」を策定し、本学も全国トップレベルの実施機関として本事業を展開しているところです。

本学が幹事校となり、昨年12月の基礎編に引き続き、この事業の一環として開催したもので、学外から約60名、学内からは学長、副学長をはじめ約50名の参加を得ました。第1部では、内閣官房知的財産戦略推進事務局 嶋野邦彦参事官から「知財国家戦略2006推進計画」を中心に基調講演が、徳島大学知的財産本部 佐竹 弘副本部長から「徳島大学における先進的取り組みの**事例紹介**」が行われました。続いて第2部では、本学知的財産本部 奥 登志生ディレクターから「知財活動や産学連携に不可欠な、**知財契約**を中心とした基礎から実践のノウハウ」についての講義が、MOT 木村友久教授から「大学における**不実施補償**の現状と問題点の報告」が、CRC 清水則一センター長から「本学の産学公連携・知財戦略の仕組みの紹介等」が行われました。

特に、プログラム中盤の「**ミニ交流会**」では、情報交換に熱が入り過ぎ、第2部の開始に支障をきたすほどでした。また、研修会終了後の交流会では、学長、副学長も交え、各大学の取り組みや悩みについて「本音の話」に花が咲き、閉会予定時刻を大幅に超える盛況ぶりでした。(研究協力課 課長補佐 藪 達己)



学長による開会挨拶



好評だった奥ディレクターの講義



全体質問を受ける講師陣



特許マップ作成インストラクター・特許明細書作成サポーター認定

知的財産本部は、常盤、吉田キャンパスで、1/7より2/18まで延べ10日にわたり、「特許マップ作成講習会」と「特許明細書作成講習会」をそれぞれ開催致しました(参加者数は延べ160名)。本講習会は、「特許マップ作成インストラクター」、「特許明細書作成サポーター」の養成講座も兼ねており、講習会の実技試験で一定の水準に達した者で**31名が特許マップ作成インストラクター**に、**28名が特許明細書作成サポーター**にそれぞれ登録・認定され、4/25に常盤キャンパス、吉田キャンパスで認定式を行いました。今後、特許マップ作成インストラクターは、学内における研究テーマ関連特許調査、特許マップ作成により、また特許明細書作成サポーターは、学内における知財創作届作成の補助、出願のための資料まとめ・データ整理、簡易明細書の作成により、先生方の研究活動の支援を展開していきます。**今回、インストラクター、サポーターに認定されたご三方にインタビューしました。**

下池 修さん (理工学研究科 電気電子工学専攻 M2、特許明細書作成サポーター)

今回の講座では特許の構成や作成手順を学ぶことができ、同時に「**強く広い権利を持つ特許**」を作成する難しさを体験できました。特許について知ることで技術の権利化に興味と意欲が湧き、この知識と経験をただ持っているだけでなく実際に活かせるものにしたいと思います。



日浦 美香子さん (医学研究科 情報解析医学系 D2、特許マップ作成インストラクター・特許明細書作成サポーター)

これまでの特許情報検索インストラクターの仕事では**特許情報の検索まで**でしたが、今回の講習会に参加して、特許マップや特許明細書作成ではまた異なったスキルが必要だと痛感しました。積極的に知識を吸収して、サポーターとして役に立てるように頑張ります。



鮫島 梨香さん (農学部 生物機能科学科 4年、特許マップ作成インストラクター・特許明細書作成サポーター)

「特許」という言葉は知ってはいたものの、ほとんど知識のないまま講習会に参加しましたが、意外にも身近なものにも関わっていることに驚き、遠い存在のものではないのだと感じました。今後は**インストラクターとして**多くの人に役立てるよう自分でも知識、技術を身につけたいと思います。



新インストラクター・サポーターの皆さん(常盤キャンパスで)



認定書授与



新インストラクター・サポーターの皆さん(吉田キャンパスで)



“工学部卒業生からの便り”を紹介します

「学生時代に特許情報検索インストラクターを経験して」

工学部 機能材料工学科 H17.3卒 辻本 知寛

私は**山口大学工学部を卒業後**、大阪の辻本法律特許事務所で特許実務に従事しております。現在、実務経験を積むと共に、弁理士試験に向けて勉強に励む毎日を送っております。



卒業から一年と少しが過ぎ、ようやく特許の拒絶理由通知への応答の「補正書・意見書」が作れるようになりました。特許出願時の「明細書」を作成できるようになるまでには、「三年かかる」と言われています。

「特許実務が出来るまでそんなに期間を要するのに、一ヶ月程度のインストラクター養成研修で果たしてどこまで通用するのだろうか」と感じる方も多いと思います。特に、入社試験の試験官は、このような視点から、意地悪く質問を投げかけてくるかも知れません。

しかしながら、「公開された発明や技術を知ることが出来る」という**インストラクターのスキルは**、研究を行う時も、製品を売り出す時も、そして特許法の法目的である「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」においても、非常に重要なものと考えられます。

特許制度をザックリと私の言葉で表わしてみますと、「あなたの発明を皆に教える代わりに、約20年あなただけが使えますよ。そうすれば、良い発明が皆に流通して産業が活性化するし、発明者も20年間に利益を得ることが出来ますよ。」というものです。

インストラクターをやる前まで、特許制度の権利・義務のうち「約20年あなただけが使えますよ。」という権利だけを考えていました。しかし、特許情報検索インストラクター作業によって「あなたの発明を皆に開示して頂きます。」という、特許制度における**義務**を認識することができるようになったと思います。

研究者・技術者達の中には、特許情報検索のスキルを身につけておられて、特許情報を有効に活用することにより次々と**良い発明**を世の中に提供している人がいると聞いたことがあります。

また、私のように、弁理士を目指すものにとっても、「**特許とは何ぞや**」という疑問を解消するための第一歩となり、学生のうちに明細書を読む機会に触れながら特許制度を理解することが出来たのは「インストラクターという仕事が存在してくれたおかげ」と知的財産本部の先生方に深く感謝しております。

ところで、授業の内容を理解するだけでも時間的に厳しく他に意識を向ける余裕がない**理系の学生**の事情はよく判ります。しかし、「今学んでいる技術や研究成果物が実際に世の中ではどのように活用され、波及していくのか等」を知ることが出来る特許情報検索技術は、技術者特有の狭い視野を一気に広げてくれるもので、研究を続けるにも、会社に就職するにも、**絶対に役立つ**ものではないかと今では確信しています。



Chizai Honbu Schedule

【4月と5月の主な出来事】

- ・4/3 在福岡アメリカ領事館との意見交換会 (常盤キャンパス)
- ・4/7 知財セミナー講演 (トクヤマ)
- ・4/18 発明の日式典 (特許庁、赤坂プリンスホテル)
- ・4/25 特許マップ作成インストラクター・特許明細書作成サポーター認定式 (常盤、吉田キャンパス)
- ・4/26 知的財産本部運営委員会
- ・4/27 ㈱ソリオパワーステム見学会 (山口県萩芳町)
- ・4/28 物質・材料研究機構講演 (筑波)
- ・5/1 科学技術振興機構(JST)意見交換会 (東京)
- ・5/30 発明協会山口支部総会
- ・5/31 特許情報検索講習会 (宇部地区：常盤キャンパス)

【6月と7月の主な予定】

- ・6/7 特許情報検索講習会 (宇部地区：常盤キャンパス)
- ・6/10,11 第5回産学官連携推進会議講演、出展 (国立京都国際会館)
- ・6/14 特許情報検索講習会 (宇部地区：常盤キャンパス)
- ・6/15 知財セミナー講演 (東京国際フォーラム)
- ・6/21 特許情報検索講習会 (吉田キャンパス)
- ・6/23 知的財産本部運営委員会
- ・6/28 特許情報検索講習会 (吉田キャンパス)
- ・6/28 目利き人材育成研修講演 (東北大学)
- ・6/29 技術移転協議会 (東京)
- ・7/5 特許情報検索講習会 (吉田キャンパス)
- ・7/28 知的財産本部運営委員会



400字で斬る！知財豆知識

～注目を集める地域団体商標について～

商標法が改正され、2006年4月1日より地域経地域団体商標登録の出願受付が開始されました。この地域団体商標制度は、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度です。地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としています。地域団体商標の対象となるものは以下の3つの類型に分けられます。

1. 地域の名称 + 商品(役務)の普通名称 (例) りんご、みかん
2. 地域の名称 + 商品(役務)の慣用名称 (例) 焼、織
3. 地域の名称 + {商品(役務)の普通名称or商品(役務)の慣用名称} + 産地などを表示する際に付される文字として (例) 本場 織

出願開始から10日間で出願件数は324件にのぼり、そのうち京都府が109件、山口県は0件となっています。今後山口県からも地域ブランド出願により、地域経済の活性化につながればいいですね。

((有)山口ティー・エル・オー NEDOフェロー 藤本 昌平)



知財英語ミニ講座

Open claim, closed claim

米国特許の特許請求の範囲(claim)の問題です。

Claimにおいて発明の性質を示す部分と技術的構成を示す部分との継ぎ(transition)部分において、“comprising～” “including～”, “containing～”あるいは“characterized of～”と書かれているものがあります。すなわち、何々を含むとか、何々で特徴付けられるというように、発明の構成として何かの技術要素が存在してさえいれば、その他にどんな構成が存在していても、自分の権利ですよというプラスを容認するクレームをopen claimといいます。権利範囲が広くなりよく使われているが、それだけ拒絶の対象となりやすい。

そこで、苦しまぎれに“consisting of～”とか“composed of～”とする場合があります。これは何々より成る、すなわち何々の構成だけから成り立つ発明ですと宣言するもので、プラスの技術要件を加えられた場合には権利範囲からはずれる恐れが大いにあります。このようなクレームをclosed claimといいます。クレームのtransition部分の単語一つで権利範囲の広さが大違いになるのです。お気を付けあれ！

(知的財産本部 ディレクター 奥 登志生)



知的財産本部はあなたの
発明を守る支援隊です

編集局長

佐田 洋一郎

監修・編集長

加納 好昭

企画・構成・編集

酒井 由美子

発行所・お問い合わせ

山口大学知的財産本部

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL (0836) 85-9966 FAX (0836) 85-9967

E-mail chizai@yamaguchi-u.ac.jp

ホームページ <http://www.chizai.yamaguchi-u.ac.jp>